

【別表Ⅰ】

検査対象施設

いずれも利用者及び職員が対象

対象施設等	
【高齢者福祉サービス等】	
・介護老人福祉施設(地域密着型含む) ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・通所介護(地域密着型含む) ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護ステーション ・訪問リハビリテーション(介護保険サービスを提供している事業所に限る) ・居宅療養管理指導(介護保険サービスを提供している事業所に限る) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与・福祉用具販売 ・地域包括支援センター ・老人福祉センター ・介護予防・生活支援サービス -訪問型サービス -通所型サービス -その他の生活支援サービス -介護予防ケアマネジメント
【障がい者福祉サービス等】	
・療養介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助(グループホーム) ・福祉型障がい児入所施設 ・医療型障がい児入所施設 ・生活介護 ・短期入所 ・重度障がい者等包括支援 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型) ・就労継続支援(B型)	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・自立生活援助 ・就労定着支援 ・相談支援(一般、特定) ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・基幹相談支援センター ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・移動支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・地域活動支援センター

	<ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業所 ・福祉ホーム ・高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業 ・盲ろう通訳・介助者派遣事業 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ・障がい者就業・生活支援センター
【児童養護施設等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・母子生活支援施設 ・婦人保護施設 ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) ・里親 ・児童自立支援施設 ・児童相談所一時保護所 ・婦人相談所一時保護所 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業 ・事業所内保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・認可外保育施設(企業主導型保育施設含む) ・児童厚生施設(児童館) ・放課後児童健全育成事業 ・利用者支援事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・母子・父子福祉施設 ・地域子育て支援拠点事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業 ・児童家庭支援センター ・幼稚園
【救護施設等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・更生施設 ・医療保護施設 ・無料低額宿泊所 	

【別表2】

検査を受ける職員の職種	
・介護職員	・理学療法士
・生活相談員	・作業療法士
・調理職員	・言語聴覚士
・看護職員	・精神保健福祉士
・機能訓練指導員	・児童指導員
・管理者（施設長）	・保育士・保育教諭
・ケアマネジャー	・管理栄養士・栄養士
・相談支援専門員	・歯科衛生士
・サービス提供責任者	・心理指導担当職員
・サービス管理責任者	・母子支援員等直接処遇職員
・児童発達支援管理責任者	・心理療法担当等直接処遇外職員
・生活支援員	・事務職員
・世話人	・医師
・地域移行支援員	・児童厚生員
・職業指導員	・放課後児童支援員
・就労支援員	・幼稚園教諭
	・その他